

第1章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、富士山における火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、情報の共有化が図られ、相互連携のもと各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるように配慮する。
- 3 火山災害発生時における各応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部局間における人員面での協力体制の整備を図る。
- 4 火山応急対策の総合かつ円滑な実施を図るため、町は、県、関係市町村及び防災関係機関との連携を強化し応援体制の整備を図る。

第2 町の活動体制

1 身延町災害対策本部の設置

町は、噴火警報（噴火警戒レベル5）が発表された場合又は、町長が必要と認めた場合には、その所掌業務に係る災害応急対策を実施するため、身延町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

2 廃止基準

災害対策本部の廃止に当たっては、本部長が町地域に対する火山災害の発生するおそれがなくなつたと認めるとき、又は、本部長が、おおむね火山災害応急対策を終了したと認めるときとする。

3 合同現地警戒本部との連携

町は、噴火警報（噴火警戒レベル5）発表時に、設置される国・県・関係市町村等からなる合同現地警戒本部と連携を図る。

第3 噴火時における合同現地対策本部体制の確保

- 1 県及び富士山周辺市町村は、火山災害時における国等との円滑な連携を期するため、国・県・富士山周辺市町村の合同現地災害対策本部が設置される場合に備え、あらかじめその具体的な対応や設置場所等の検討を行う。
- 2 町は、あらかじめ合同現地対策本部に派遣する職員等について決定しておく。
- 3 合同現地対策本部設置後、町は、国、関係機関と協力して、情報収集、広報、避難対策等の活動別に班の立ち上げ活動を行う。
- 4 県及び関係市町村の意志決定の迅速化を図るために、合同現地対策本部での全体会議において、関係者間の情報共有を図るよう努めるとともに、全体会議において決定された内容については、速やかに多様な手段で広報を行う。

第2節 職員の動員体制

第1 配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

種別	配備時期	配備内容	配備人員	配備の要領
第1配備	火口周辺警報：噴火警戒レベル3（入山規制）又は、状況によって噴火警戒レベル2（火口周辺規制）が発表されたとき。	火山活動把握に必要な観測体制の強化を図り、情報の連絡体制を確立する。	次の所属は、2名以上の配備とする。 交通防災課、総務課、観光課、下部支所	火山災害関連情報の収集活動をはじめとする応急対策活動に着手するものとする。
第2配備	噴火警報：噴火警戒レベル4（避難準備）が発表されたとき。	事態の推移に伴い、噴火に備えた警戒体制を確立し、避難行動要支援者の避難や自主避難等の対応にあたる。	次の所属は、全員の配備とする。 交通防災課、総務課、観光課、下部支所	速やかに災害対策本部に移行できるように努める。
第3配備	噴火警報：噴火警戒レベル5（避難）が発表されたとき又は、知事が災害対策本部を設置する必要があると認めたとき。	速やかに災害対策本部を設置し、住民等の避難をはじめとする応急対策活動が円滑に行えるように努める。	全所属全職員の配備とする。	災害対策本部は、国の非常（緊急）災害対策本部が設置されたときは、これを密接な連携を図るように努める。

第2 動員の伝達及び配備

一般災害編第3章第2節第2「動員の伝達方法」を準用する。

第3節 情報の伝達・収集・広報

第1 火山情報の伝達

1 甲府地方気象台

気象庁地震火山部火山監視・情報センターが富士山についての噴火警報・火山情報等を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。

なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。

2 県

ア 噴火警報・火山情報等を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置を付加して、市町村長ならびに関係機関に伝達する。

イ 火山専門家から火山活動状況、噴火警報・火山情報等に関する内容について助言を受けた場合、必要に応じて甲府地方気象台、市町村長、関係機関に伝達する。

ウ 火山噴火に起因する土石流災害が急迫した場合、国や県が実施することとされている緊急調査の結果から、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、情報の提供を受ける。

3 町

ア 町は県から火口周辺警報、噴火警報及び土砂災害緊急情報を受理したときは、その内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに町防災行政無線、広報車等で当該地域住民、町内関係機関及び観光客等に迅速かつ的確にその内容の周知徹底を図る。

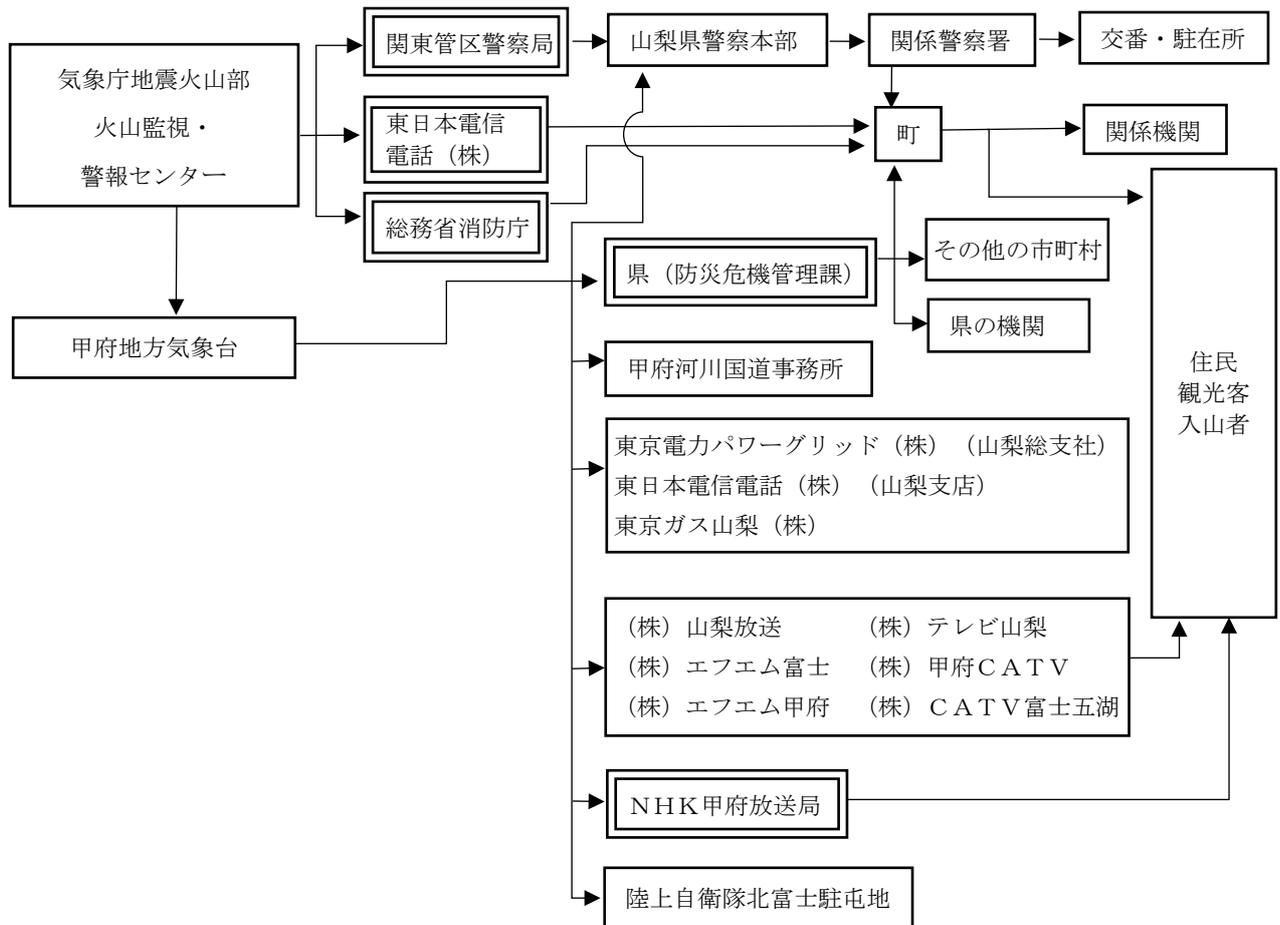
イ 噴火予報を受理したときは、必要に応じて、内容、とるべき措置を的確に住民、観光客等に周知徹底を図る。

4 道路管理者

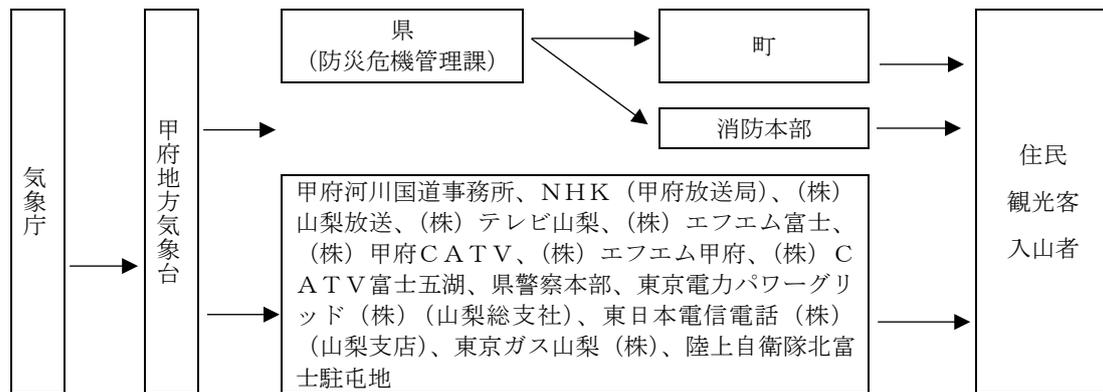
火口周辺警報及び噴火警報を受理したときは、その内容について、道路・交通（規制）情報による伝達に努める。

5 伝達系統

ア 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報



イ 降灰予報及び火山情報等



第2 入山自粛・観光客等への帰宅促進・情報伝達

- 1 町は、火口周辺警報が発表された場合、山小屋等へ噴火警報に関する内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに伝達するとともに、警察、消防機関、道路管理者と連携して立て看板の設置や巡回等により登山者・入山者の早期下山を呼びかける。
- 2 町は、噴火警報が発表された場合、広報車、町防災行政無線、町ホームページ等を活用して、帰宅促進の広報を行う。
- 3 県は、火口周辺警報及び噴火警報が発表された場合報道機関に対して、入山自粛呼び掛け、観光客の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した広報も行うこと

となっている。

- 4 県、町、関係市町村、観光協会は、観光客の誘導に当たり、互いに連携し、道路の規制および交通機関の運行に関する情報等を収集して、観光施設、宿泊施設等に対して情報提供を行う。

第3 避難勧告又は指示の情報伝達

- 1 町長は、避難準備情報、避難勧告又は指示に加え、車両の使用の可否など避難の手段等を、町防災行政無線、広報車等で当該地域住民、観光客、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。
- 2 町は、避難行動要支援者への情報伝達にあたっては、的確な情報提供を行うよう民生委員、福祉関係団体等に協力を得て速やかに伝達を行う。
- 3 町長は、避難勧告又は指示等を行った場合には、身延町観光協会、関連する観光事業者に伝達し、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかける。

第4 安否情報

町は、自主防災組織、消防団、民生委員等と協力・連携して、避難実施状況を迅速に確認するとともに、安否情報を的確に広報・案内するよう努める。

第5 被害情報等の収集・伝達

- 1 被害状況の確認
町は、地上調査及び県消防防災ヘリコプターによる上空からの調査情報の入手等の多様な手段を用いて被災状況の把握を行うとともに、降灰に関する広域の情報について、道路、電力等の管理者等の持つ情報も収集する。
- 2 情報の伝達
町は、関係市町村、県、防災関係機関等から県防災行政無線・電話等により収集した情報を相互に伝達するとともに、住民等に対しては、マスメディアを通じた情報提供やインターネットなどを使い定期的に情報を提供する。

第6 問い合わせ対応

町は、火口周辺警報及び噴火警報等の内容や意味、公共機関の状況等の問い合わせ対応のために窓口を設ける。

第4節 避難行動

第1 基本方針

噴火の始まる前には、群発地震の発生、低周波地震の増加、火山性微動等の異常現象が予想されるため、気象庁から発信される火山情報による火山活動の状況、また、段階に応じて住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。

第2 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準

国（気象庁）の発表する噴火情報・火山情報等の種類及び発表基準と、富士山において考えられる火山の状態と想定される現象等は次のとおりである。

1 噴火警報・火山情報等の種類

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報 大警報 (居住地域) 又は噴	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲は危険）。

		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)。
噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼし、生命に危険を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。状況によっては、今後の情報等に注意を促す。	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まりが見られる。
又は火口周辺警報	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)。

※噴火の規模の区分は、噴出量により2～7億 m^3 を大規模噴火、2千万～2億 m^3 を中規模噴火、2百万～2千万 m^3 を小規模噴火とする。

(4) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報(定時)

- ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表
- ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表
- ・18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

イ 降灰予報(速報)

- ・噴火が発生した火山に対して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰量が「少量」であつ

ても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表
- ・降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供

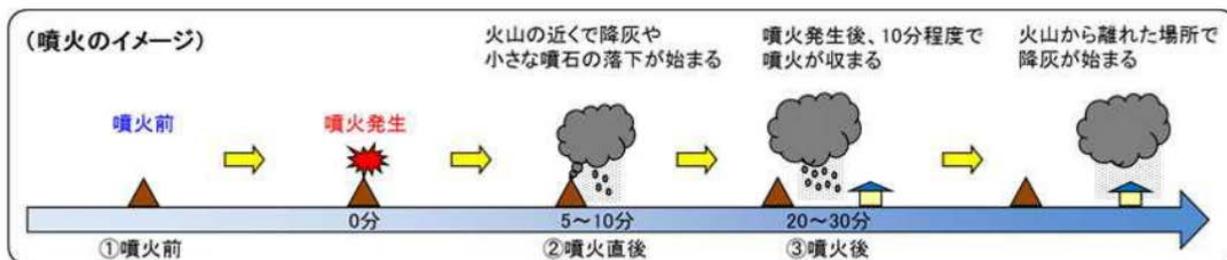
【降灰量階級と降灰の厚さ】

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1mm以上1mm未満
少量	0.1mm未満

【降灰量階級ととるべき行動等】

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1 mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる。	視界不良となる。	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める。	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいしへの火山灰付着による停電発生や水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ ≤ 1mm 【注意】	白線が見えにくい。	明らかに降っている。	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2で鹿児島市は除灰作業開始）。	稲等の農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1mm未満	うっすら積もる。	降っているのがようやくわかる。	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する。目に入ったときは痛みを伴う。	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある。	航空機の運航不可

【降灰予報の発表イメージ】



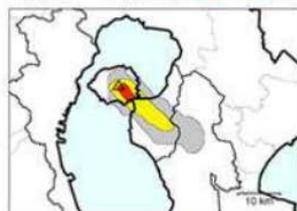
①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します



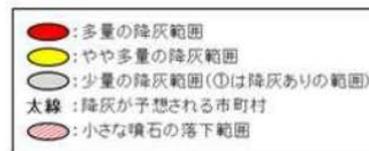
②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表します



③降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表します



(5) 火山情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

イ 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

ウ 富士山の火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

エ 月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

オ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

第3 避難勧告又は指示

気象庁の噴火警報等や火山噴火により危険が切迫し、緊急に安全な避難場所に避難させる必要があると認められるときは、町長はあらかじめ定めた計画に基づき、地域住民等に対して避難勧告又は指示を行うものとする。住民等に対して避難勧告又は指示をしたときは、直ちに避難勧告又は指示された内容等を伝達するほか、警察官、消防職員等の協力を得て周知徹底を図る。

1 町長

火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、あらかじめ定められた計画に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに避難準備情報、避難勧告又は指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を知事に報告する。

2 知事

町長が避難準備情報、避難勧告又は指示の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代行して避難の勧告又は指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。

3 警察官

火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要と認められる場合、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき又は、町長から要求があったときは、必要と認める地域居住者等に対し、避難の立ち退きを指示することができる。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害の状況により、住民等の生命、身体に対する危険が切迫していると認められ、かつ町長、町の吏員若しくは避難指示に関する権限の委任を受けた職員が現場にいない場合に限り、危険地域の住民等に対して避難のための立ち退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を防衛大臣の指定する者に通知する。

第4 避難勧告、指示等の内容

避難準備情報、避難勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して、行うことができる。

1 避難対象範囲

2 避難先

3 避難経路

4 避難準備情報、避難勧告又は指示の理由

5 その他の必要な事項

第5 警戒区域の設定

1 町長の措置

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事するもの以外のものに対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。

2 知事

町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代行して、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する町長の権限を実施する。この場合には、知事はその旨を公示する。

3 警察官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときで、町長若しくは町の吏員、警戒区域区員が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは、直ちに警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項の規定に規定する町長の権限を実施する。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を町長に通知する。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、町長若しくは、町の吏員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する町長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を町長に通知する。

第6 住民等の避難準備・避難行動

- 1 町長等により入山自粛の呼び掛け等が実施されたとき、平常どおり営業を継続する観光施設等不特定多数が集まる集客施設においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始する。
- 2 住民等は、避難勧告又は指示があった場合、原則として、自主防災組織があらかじめ選定した一次避難地に集合し協力して安否確認等を行うものとする。
- 3 住民等は、一次避難地において安否確認を行った後に、富士山周辺市町村の長があらかじめ指定した二次避難地（指定緊急避難場所）に移動し、町が用意する車両で避難対象範囲外に避難又は退去する。なお、自ら避難のために交通手段を確保できるものは、当該交通手段により避難対象範囲外に避難又は退去する。
- 4 要配慮者施設に入院、通所又は入所している者は、施設管理者が他の施設等への移動若しくは家族への引渡を実施する。
- 5 医療機関に入院している者は、町、県、当該医療機関が、後方医療機関への搬送を実施する。

第7 住民等が実施する自衛措置

- 1 住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用する。
- 2 避難行動要支援者（介護者を含む。）、特に避難行動に時間を要する者は、避難勧告又は指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、町長から避難準備の発令があった場合には、早期の避難を行う。
- 3 一時滞在者は、町長から下山の呼び掛け、入山自粛の呼び掛け及び観光自粛の呼び掛けがあった場合には、呼びかけの対象となった地域からの積極的な退去に努める。

第8 避難所の開設・運営

1 避難場所の開設

- (1) 町長は、火山災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を対象に、火山現象に適した避難所を開設する。

- (2) 町長は、住民に避難準備の呼び掛けを実施した場合に、火山現象に適した避難所を開設する。
- (3) 町長は、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害に対する安全性を確保のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努める。
- (4) 町長は、関係市町村より避難者の受け入れを要請された場合は、同様に避難所を開設する。

資料編 ○避難場所一覧

2 避難場所の運営管理

- (1) 町は平時からマニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、地域住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- (2) 町は、各避難場所の適切な運営管理に努める。また、避難場所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからない要配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (3) それぞれの避難所で受入れている避難者にかかる情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について市町村と共有する。
- (4) 避難場所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (5) 避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する、特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (6) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (7) 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (8) 災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き屋等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第9 広域一時滞在

基本的には、一般災害編第3章 災害応急対策計画「第4節 応援協力要請計画 第7 広域一時滞

在」による。

なお、鳴沢村から本町への住民の避難の連絡を受けたときは、避難を確保するとともに、避難所の開設を行う。

第5節 避難区域・警戒区域の見直し

町長は、新たに火山災害の危険性が発生した範囲又は火山災害の危険性が解消された範囲について、安全性等を十分に確認し避難範囲の縮小又は避難解除及び警戒区域の見直しを行う。その際に、必要に応じて県に助言を求めることができる。

第6節 一時帰宅の実施

- 1 町長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には、対象範囲を決定して一時帰宅を実施することができる。なお、一時帰宅の実施に当たっては、二次災害の防止を考慮して、警察、消防、自衛隊等関係機関の協力を得て、十分な安全対策をとるものとする。
- 2 町長は、一時帰宅を行う場合、必要に応じて県に助言をもとめることができる。（その際、県は必要に応じて、関係機関及び火山専門家等と協議を行うこととなっている。）

第7節 家畜避難及び逃走防止

畜産農家等は、噴火警報：噴火警戒レベル4（避難準備）が、発表された場合、第2次避難対象範囲を基本として家畜の避難及び逃走防止措置の対策を講じるものとする。

第8節 交通応急対策

火山災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

町は、交通規制が実施された場合、その内容を把握し円滑な避難対策をとるため、県や関係機関と連携する。

第1 基本方針

- 1 災害の危険が切迫した場合には、車両等の通行安全を確保し迅速・円滑な避難及び危険地域内での災害応急対策の円滑化を図るため、当該地域への一般車両の乗り入れは、原則として禁止又は制限する。
- 2 被害拡大防止及び円滑な災害応急対策活動を確保するため、災害が発生している当該地域での一般車両の走行及び乗り入れを禁止又は制限する。
- 3 避難路等については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の走行を禁止する。
- 4 被災地域、その周辺の防災上重要な道路については、必要な交通規制を実施する。

第2 交通規制の実施

- 1 県公安委員会は、災害の危険が切迫した場合には、危険区域での災害応急対策活動が的確かつ円滑に行われるよう、必要があると認めるときは政令で定めるところにより、道路の区間を指定して緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- 2 町及び本町を管轄する各警察署は、「火口周辺警報」及び「噴火警報」の発表に伴い、ハザードマップに基づき設定された避難範囲や合同現地対策本部において新たに設定した避難範囲を基に、迅速・円滑な避難が行えるよう、必要に応じ交通規制及び通行禁止等の措置を講じる。
- 3 町及び本町を管轄する各警察署は、合同現地対策本部に交通規制について要請を受けた場合には、可能な限り速やかに必要な措置を講じるとともに、関連情報を合同現地対策本部に提供するものとする。
- 4 鉄道事業者（JR東海（株））は、富士山噴火時に影響を受ける可能性がある鉄道路線について運行停止等の処置を講じる。（噴火の状況に関わらずすべての場合）また、噴火時以外でも必要に応じて運行規制・運行中止等の措置を行う。
- 5 県は、取材ヘリ等の集中による事故発生を防止し、かつ上空からの監視観測活動を円滑に実施するため、国土交通省等に協力を求めて、必要に応じてヘリコプター等航空機の飛行に関して注意を喚起するよう関係機関・関係団体に広報することとなっている。

第3 交通規制の標示

町は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日）に定められた標識等を設置する。

第9節 民心・社会秩序安定のための活動

- 1 町は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
 - (1) 緊急避難等で非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
 - (2) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
 - (3) 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。
- 2 町は、本町を管轄する各警察署が行う被災者等の安全・安心を確保するための警察活動に協力し、公共の安全と秩序の維持にあたる。
- 3 町、県、警察、消防等は連携して、地域全体が集団避難を行わなければならない事態が発生した場合の無人化した地域について、二次災害を十分に警戒しながら、治安維持活動に努める。

第10節 降灰対策

- 1 気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは県内に降灰があったときは、町は、県など関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。
- 2 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。
- 3 町は、清掃、集積した火山灰の一時仮置場、火山灰の利用、処分等について事前に検討を行う。
- 4 道路管理者は、あらかじめ、ロードスウィーパー等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、富士山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。

なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。
- 5 鉄道事業者（JR東海(株)）は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施する。

第 1 1 節 被害拡大防止対策

噴火時の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象に応じて次の対策を実施する。

第 1 町及び防災関係機関

- 1 緊急減災対策砂防計画が策定されたことから、それぞれの現象に対する、減災対策を実施することとする。
- 2 危険範囲からの危険物等の搬出
- 3 降灰の除去（公共施設、電線の灰除去、水質汚濁防止など）

第 2 降灰があった地域の住民及び事業者

堆積した降灰の除去（住宅・事業施設等）

第12節 災害救助法による支援

町における被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当すると見込まれる場合は、知事に対し、同法の適用を要請し、必要な救助を実施する。

災害発生後、迅速に災害救助法が適用され、救助活動が円滑に実施できるように、災害救助法の適用基準、救助の程度、方法、窓口について明確にし、併せて、担当職員に対して災害救助法の実務の詳細を研修等によって熟知を図る。

第1 役割分担

応急対策項目		担 当	分 担 内 容
1 災害救助法の適用	実施機関	知 事	法定受託事務として災害救助法による救助を行う。
		町 長	災害発生の都度、知事からの通知に基づき、救助を行う。
	経費の支弁、負担	県	救助に要する費用を負担弁償する。
		国	災害救助費が100万円以上となる場合、当該災害救助費の額に応じ負担する。
2 被害の認定基準	町	被害の認定を「被害程度の認定基準」により適正に行う。	
3 災害救助法の適用申請	町 長	知事に対して、災害救助法の適用を申請する。 住家滅失認定に時間を要する場合、被害の概況報告結果等により、災害救助法の適用見込みを報告する。 災害救助法が適用された場合は、各部長にその旨を通知する。	
4 救助の実施	町	災害救助法の範囲内で救助を実施する。	
5 救助活動の記録と報告	町	救助の実施状況を取りまとめ、町長に報告する。	
	町 長	本町の救助の実施状況を取りまとめ、知事に報告する。	

第2 災害救助法の適用

- 1 災害救助法による救助は、国の法定受託事務として知事が行い、町長がこれを補助する。
なお、知事が救助を迅速に行う必要があると認めた場合は、その都度の通知に基づき、町長は救助を行う。
- 2 県の支弁及び負担
 - (1) 県の支弁及び負担
救助に要する費用は、県がこれを負担弁償する。
 - (2) 国庫負担
県が支弁した災害救助費が100万円以上となる場合においては、国庫は、当該災害救助費の額に応じ負担する。
- 3 災害救助法の適用基準
本町における適用基準は次のとおりである。
 - (1) 住家の全焼、全壊等で滅失した住家の世帯数が50世帯以上の場合
 - (2) 滅失世帯数が、(1)の基準には該当しないが、県下の滅失世帯数が1,000世帯以上で、本町における滅失世帯数が25世帯以上の場合
 - (3) 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上で、本町における被災世帯が多数の場合
 - (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救助が著しく困難な特別の事情があ

る場合であって、多数の住家が滅失した場合

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合

第3 被害の認定基準

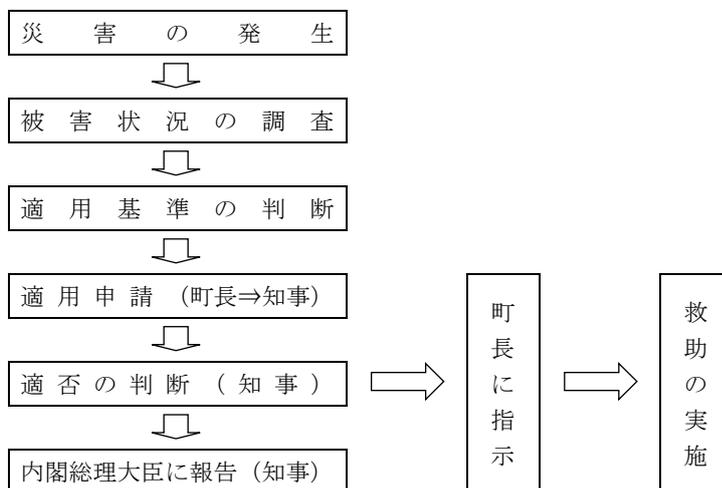
- (1) 災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、資料編に掲げる「被害程度の判断基準」による。
- (2) 各関係機関との緊密な連携のもと被害の認定を適正に行う。

資料編 ○被害程度判定基準

第4 災害救助法の適用申請

- 1 町長は、被害状況の結果に基づき、災害による被害が災害救助法適用基準に該当する場合又は該当すると予測される場合は、知事に対して、災害救助法の適用を申請する。
- 2 町長は、災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するときは、被害の概況報告結果等により、災害救助法の適用見込みを報告する。

〈対策のフロー〉

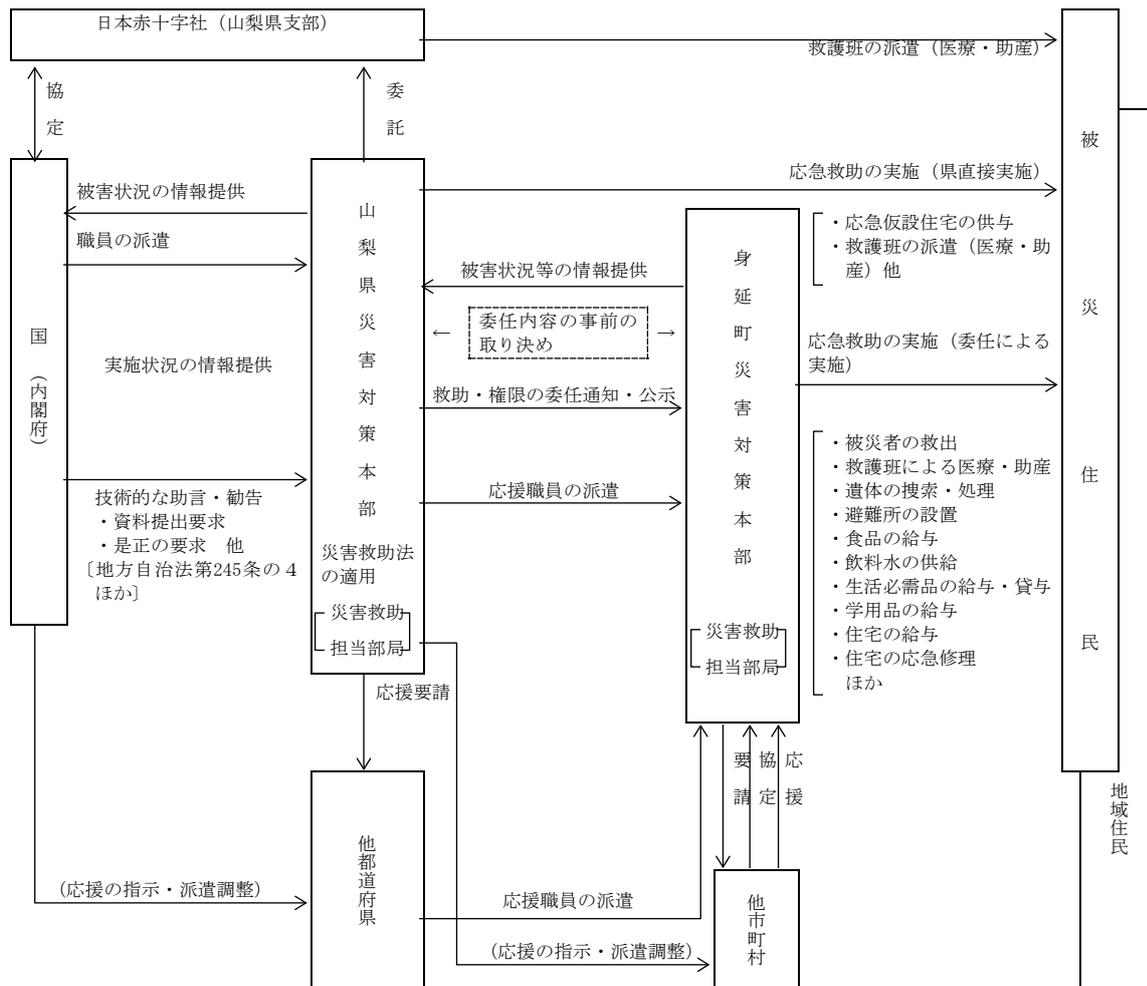


第5 救助活動の記録と報告

- 1 所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等に取りまとめ、町長に報告する。
- 2 町長は、救助の実施状況を取りまとめ、知事に報告する。

第6 災害救助法による応急救助の実施

災害救助の実施は、おおよそ次のとおりである。



第7 災害救助法による救助

1 避難

(1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 避難場所

学校、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等。

(3) 避難場所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。

イ 災害の状況により、町で処理が困難の場合は、隣接市町村へ収容を委託するものとする。

ウ 公用令書により土地建物を使用する場合もある。

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

1人1日当たり330円以内

(6) 対象経費

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上げ費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費。

なお、福祉避難所については、

ア おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費

イ 高齢者、障害者等に配慮した簡易トイレ等の器物の費用

ウ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗機材費

などを加算できる。

2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅供与の対象者

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の設置方法

(ア) 県に要請し、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事務協会との協定により必要資材及び数量を確保する。

(イ) 敷地は、あらかじめ町が定めた場所とする。

(ウ) 設置は、直営、請負又はリースとする。

ウ 住宅の規模及び着工期限

規 模	費 用	着 工 期 限	備 考
1戸当り平均29.7㎡ (地域の実情、世帯構成等に応じて設定)	1戸当り 5,714,000円以内	災害発生の日 から20日以内	費用は、原材料費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費

エ 供与期間

建設工事が完了してから最長2年とする。

ただし、「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能。

(2) 住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者等

基 準	費 用	応急修理の期間	修理の規模	備 考
・災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	1世帯当たり 584,000円以内 595,000円以内	災害発生の日から1箇月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分	現物をもって行う
半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 300,000円以内			

3 炊き出しその他による食品の給与

(1) 給与を受ける者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ウ その他滞留者等給付を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1人1日1,160円以内（主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗機材費、雑費）

4 飲料水の供給

(1) 対象者

災害のために、現に飲料水を得ることができない者

(2) 支出できる費用

水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費

(3) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内

5 生活必需品の給与又は貸与

(1) 給与（貸与）を受ける者

- ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

(単位：円)

被害状況	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
全壊 全焼 全流	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

注：夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）

6 医療

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(4) 費用の限度額

対象者	費用の限度額
救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

7 助産

(1) 助産の対象者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

(4) 費用の限度額

- ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費
- イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の2割引以内

8 救出

- (1) 救出を受ける者
 ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
 イ 災害のため、生死不明の状態にある者
- (2) 費用の範囲
 救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費
- (3) 救出期間
 災害発生の日から3日以内

9 障害物の除去

- (1) 対象
 ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
 イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。
 ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。
 エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。
- (2) 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備考
災害発生の日から10日以内	市内において障害物の除去を行った1世帯当りの平均が137,900円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費

10 死体の捜索

- (1) 捜索を受ける者
 行方不明の状態にあるもので、四囲の事情により既に死亡していると推定される者
- (2) 捜索期間
 災害発生の日から10日以内
- (3) 費用
 捜索のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等

11 死体の処理

- (1) 処理を行う場合
 災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの
- (2) 処理の方法
 救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。
- (3) 処理期間
 災害発生の日から10日以内
- (4) 死体処理に要する費用の限度

区分	限度条件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,500円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は通常借上料 既存建物が利用できない場合、1体当たり5,400円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

12 死体の埋葬

- (1) 死体の埋葬を行うとき。
 - ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。
 - イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 費用の限度額

大人 (12歳以上)	小人 (12歳未満)	備 考
1体当たり 215,200 円以内	1体当たり 172,100 円以内	棺、骨壺、火葬代、賃金職員等雇上費、輸送費を含む。

13 学用品の給与

(1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教科書・教材	災害発生の日から1カ月以内	(ア) 小学校児童及び中学校生徒教育委員会届出、又はその承認を受けて使用している教材実費 (イ) 高等学校生徒 正規の授業で使用する教材実費
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 4,500 円以内
通学用品	災害発生の日から15日以内	中学校生徒 1人当たり 4,800 円以内 高等学校等生徒 1人当たり 5,200 円以内

14 輸送

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送については、次の範囲とする。

- ア 被災者を避難させるため、町長及び警察官等避難指示者の指示による避難のための移送
- イ 重傷患者及び救護班の仮設する診療所への患者の移送
- ウ 飲料水の輸送及び飲料水確保のための必要な人員、機械、器具、資材の輸送
- エ 被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、薪炭、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送
- オ 死体捜索及び死体処理のための輸送

(2) 輸送の期間

輸送の期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間以内

救助の実施が認められる場合	そ の 期 間	備 考
り 災 者 の 避 難	定めていないが1日位	
医 療 助 産	災害発生の日から14日以内 分べんした日から7日 //	
り 災 者 救 出	災害発生の日から3日 //	
飲 料 水 の 供 給	// 7日 //	

物資の輸送配分	〃	15日	〃	(教科書以外の学用品)
	〃	1箇月	〃	(教科書)
	〃	10日	〃	(被服、寝具)
	〃	7日	〃	(食料、調味料)
	〃	14日	〃	(医薬品)
死体の捜索	〃	10日	〃	
死体の処理	〃	10日	〃	

(3) 輸送のための経費の限度額

輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第8 災害救助事務手順

本表は、町における災害救助事務の一般的な進行手順を例示したものである。

あくまでも、一般的な例なので、災害の規模や町の救助体制に応じて、実施順序や実施内容に変更が生じる場合がある。

段階	実施事項	内 容	留意事項
事前対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設置準備 2 管理運営マニュアル作成	福祉避難所の設置に配慮
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保（事業者、団体等） 2 商工会等との事前打合せ	
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	
	被害状況調査体制の確立	1 事前に担当地区を指定した調査班を設け、調査責任者を置く。 2 町内各地区に情報収集責任者及び調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明訓練を行う。	調査班の編成
災害発生直後	被害の状況把握	1 現地の情報収集責任者からの報告 2 役場の地区担当責任者の出動、調査班による調査 被災世帯調査原票（様式4）の作成 ① 被害の程度（人的、物的） ② 家族の状況 ③ 課税状況、世帯類型、必要な救助 被災世帯の集計 ・世帯別被害調査表（様式2）の作成 ・地区別被害状況調査表（様式1）の作成	
	被害状況報告（発生報告）	【災害対策本部が設置されていないとき】 ○ 被害状況即報 町 → 防災危機管理課	

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区別被害状況調査表、世帯別被害調査表 町→峡南地域県民センター→防災危機管理課 【災害対策本部が設置されているとき】 ○ 被害状況即報 町→地方連絡本部（峡南地域県民センター） →県災害対策本部 ○ 地区別被害状況調査表、世帯別被害調査表 町→峡南地域県民センター→防災危機管理課 <p>※災害救助法適用の可能性がある場合は、速やかに 県災害対策本部及び防災危機管理課へ報告</p>		
災害救助法適用後・第一段階	災害救助法の適用要請	町→峡南地域県民センター→防災危機管理課	まず、電話、FAX等で行い、改めて文書を提出	
	避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理 	概要を電話、FAX等で報告	
	被災者の救出	<ul style="list-style-type: none"> 1 救出のための要員（消防団員）の動員 2 機械、器具の借上げ 		
	炊き出しその他による食品の給与	<ul style="list-style-type: none"> 1 食料の応急調達 2 炊出し所への責任者の派遣 3 仕出し業者等への弁当の手配 4 給与状況の把握 		
	飲料水の供給	<ul style="list-style-type: none"> 1 給水車の確保 2 機械、器具の借上げ 		
	医療・助産	救護班の派遣要請等	県医療救護対策本部（医務課、保健福祉事務所）への医療救護班の派遣要請等	
		救護班によらない医療の実施	<ul style="list-style-type: none"> 1 南巨摩郡医師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡 3 救護所、医療救護所の設置 	
		死体の捜索	<ul style="list-style-type: none"> 1 機械・器具の借上げ 2 消防団、自衛隊等への協力要請 	
		死体の処理	死体安置所の確保、処理の実施	
		埋葬	<ul style="list-style-type: none"> 1 埋葬（火葬）の実施 2 棺、骨壺代支給 	
法適用後・第二段	応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告		
	被服寝具その他生活必需品の給与	物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与		
	学用品の給与	物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与		
第二段	障害物の除去	<ul style="list-style-type: none"> 1 対象世帯の選定 2 実施計画 		
	り災証明の交付等	り災証明の受付、交付等開始		

階	義援金受付開始	受付窓口の設置等	
災害救助法適用後 ・ 第三段階	中間報告	1 救助実施状況に変化があるごとに報告 2 とりあえず電話報告、後で文書報告	
	要配慮者等の状況報告	被保護移行見込世帯の状況	
	応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定 → 敷地の確保 → 工事施行	
	住宅の応急修理	対象世帯選定 → 実施計画 → 大工左官等雇上	業者委託も可
	救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは、救助期間内に要請	
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	
	災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	
	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	
	確定報告	文書報告	

資料編 ○各種救助に係る様式

第9 災害救助法による報告事項及び書類整備

区分	報告事項	書類整備
避難所設置 (福祉保健部) (教育部)	1 避難所開設の日時、場所 2 箇所数及び収容人員 3 開設期間の見込み 4 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況 (様式3) 3 救助の種目別物資受払状況 (様式5) 4 避難所設置及び収容状況 (様式6) 5 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類
炊出しその他食品の給与 (福祉保健部) (教育部)	1 炊出し開始、終了報告 2 炊出し場所、数 3 炊出し場所別給与人員 4 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況 (様式3) 3 救助の種目別物資受払状況 (様式5) 4 炊き出し給与状況 (様式8) 5 購入代金等支払証拠書類 6 食品給与のための物品受払証拠書類
飲料水の供給 (環境上下水道部)	1 供給地区、対象人員、供給水量供給方法 2 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況 (様式3) 3 救助の種目別物資受払状況 (様式5) 4 飲料水の供給簿 (様式9) 5 支払関係証拠書類
医療・助産 (福祉保健部)	1 救護班の派遣の必要性 2 救護班の開始、終了報告 3 診療人員及び実施状況 4 診療名簿 (医療機関ごとに受診者名、診療内容、診療期間、費用概算額等) 5 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助の種目別物資受払状況 (様式5) 3 救護班活動状況 (様式11) 4 病院診療所医療実施状況 (様式12) 5 報酬に関する証拠書類 6 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類 7 助産台帳 (様式13)

<p>救出 (町 民 部)</p>	<p>1 救助の実施状況報告 2 特別基準設定を必要とする場合</p>	<p>1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況 (様式 3) 3 救助の種目別物資受払状況 (様式 5) 4 被災者救出状況記録簿 (様式14) 5 救出費用支払及び物品関係証拠書類</p>
<p>被服・寝具その他生活必需品の給・貸与 (福祉保健部) (観 光 部)</p>	<p>1 世帯構成員別被害状況 2 給与状況報告 (完了報告) 3 特別基準設定を必要とする場合</p>	<p>1 救助実施記録日計表 2 救助の種目別物資受払状況 (様式 5) 3 物資の給与状況 (様式10) 4 救助物資受領書 5 救助物資給与関係調達、支払証拠書類</p>
<p>応急仮設住宅 (建 設 部) (町 民 部)</p>	<p>1 入居該当者の報告 (選考委員会により選考) 2 設置戸数、箇所 3 着工 (竣工) 報告 4 特別基準設定を必要とする場合 5 供与期間経過後はその処分方法</p>	<p>1 救助実施記録日計表 2 救助の種目別物資受払状況 (様式 5) 3 応急仮設住宅台帳 (様式 7) 4 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書 5 建築工事 (契約書、設計書、仕様書等) 関係書類 6 建築工事代金等支払証拠書類</p>
<p>死体の捜索 (総 務 部)</p>	<p>1 捜索状況報告 2 特別基準設定を必要とする場合</p>	<p>1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況 (様式 3) 3 救助の種目別物資受払状況 (様式 5) 4 死体捜索状況記録簿 (様式18) 5 捜索費用支払及び物品関係等証拠書類</p>
<p>死体の処理 (環境上下水道部)</p>	<p>1 死体の処理の実施状況 2 死者の名簿 (住所、氏名、死因、死亡日時、場所等) 3 特別基準設定を必要とする場合</p>	<p>1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況 (様式 3) 3 救助の種目別物資受払状況 (様式 5) 4 死体処理台帳 (様式19) 5 死体処理費支払関係証拠書類</p>
<p>埋葬 (町 民 部) (環境上下水道部)</p>	<p>1 埋葬救助の実施状況報告 2 特別基準設定を必要とする場合</p>	<p>1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況 (様式 3) 3 救助の種目別物資受払状況 (様式 5) 4 埋葬台帳 (様式17) 5 埋葬費支払関係証拠書類</p>
<p>障害物の除去 (建 設 部)</p>	<p>1 障害物除去対象数 2 障害物除去実施状況 3 特別基準設定を必要とする場合</p>	<p>1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況 (様式 3) 3 救助の種目別物資受払状況 (様式 5) 4 障害物の除去状況 (様式20) 5 除去のための工事 (契約書、仕様書等) 関係書類 6 除去費支払関係証拠書類</p>

住宅の応急修理 (建設部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅応急修理の該当者の報告（民生委員の意見、生保の資産調査を参考に該当者を決定） 2 修理戸数 3 着工及び竣工報告 4 特別基準設定を必要とする場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況（様式3） 3 救助の種目別物資受払状況（様式5） 4 住宅応急修理記録簿（様式15） 5 修理のための工事（契約書、設計書、仕様書等）関係書類 6 工事代金等支払関係証拠書類
学用品の給与 (教育部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 学年別被災児童、生徒数の報告（被災者名簿と学籍簿と照合のうえ被害別、学年別に給与対象人員を把握し集計） 2 支給状況の報告（小、中学生別に1人当たり配分計画表を作成する。） 3 特別基準設定を必要とする場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況（様式3） 3 学用品の給与台帳（様式16） 4 学用品購入関係支払証拠書類 5 備蓄物資払出証拠書類
応急救助のための輸送 (財政・会計部)		<ol style="list-style-type: none"> 1 救助実施記録日計表 3 救助の種目別物資受払状況（様式5） 4 輸送記録簿（様式21） 5 輸送費関係支払証拠書類
応急救助のための賃金職員等雇上げ (総務部)		<ol style="list-style-type: none"> 1 救助実施記録日計表 2 賃金職員等雇上台帳（様式22）

資料編 ○各種救助に係る様式
○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第13節 住宅供給の実施

町は、火山災害により居住継続が困難となった住民が発生した場合は、住民要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅の提供及び民間賃貸借住宅の情報提供を実施する。

第1 応急的な住宅確保

町は、火山活動が活発化してから終息に至るまでの期間が長期に及ぶ場合は、住宅が被災していない避難対象の住民についても、長期間の避難生活が強いられる観点から応急的な住宅供給について検討する。その際、必要に応じて県に調整・支援を要請するものとする。

第2 応急仮設住宅建設用地の確保

応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設予定地を確保しておくことが必要である。

このため、町は県との連携により、応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するため調査を実施する。

資料編 ○ 応急仮設住宅建設候補地

第14節 残留者・行方不明者等の搜索

- 1 町は、一般住民の噴火前避難にあたり各避難所等から、避難所情報を集約するとともに、残留者・行方不明者等の発生している区域を特定し県へ報告する。
- 2 町は、県、県内関係市町村、消防職員・団員、本町を管轄する各警察署、自衛隊及び関係市町村等と連携し搜索・救出班等を編成して対応する。
- 3 噴火時の搜索にあたっては、二次災害を防災するため、噴火状況を把握した上で安全確保に関する万全の対策を講じるものとする。

第15節 ボランティア支援対策

第1 ボランティアの受け入れ

町は、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

また、広域的なボランティアの受け入れ調整等について、速やかに実施できるよう、町、県及び関係団体の情報共有体制等の連携を強化する。

第2 災害ボランティア

県は、火山災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等との連携を強化し、災害ボランティアの受入体制の整備を図っており、町においても、社会福祉法人身延町社会福祉協議会、ボランティアグループ、自主防災組織など、関係機関と連携するなかで、災害ボランティアの育成に努めるものとする。

第16節 要配慮者支援対策

第1 要配慮者への配慮

- 1 町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。また、避難誘導、避難場所での良好な生活環境の確保、応急仮設住宅への入居にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮する。特に、高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。
- 2 町は、避難場所等における要配慮者の生活を支援するため、必要に応じてホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパーの協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

第2 要配慮者向けの情報提供

町は、要配慮者に対応した情報提供等が適切に行われるように配慮する。

第3 帰宅困難者等の保護

町は、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、交通機関の管理者及び本町を管轄する各警察署等と密接な連携をとりつつ、情報提供や広報活動等により不安の解消と安全確保に努める。また、町は、県及び関係機関と協力し、帰宅困難者等の一時避難所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予測されるときは、最寄りの避難所等安全な場所に誘導し保護する。

第2章 継続災害・復旧・復興計画

第1節 継続災害

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合は考えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予想範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

第1 県

- 1 危険性の緊急調査の実施
- 2 土石流・泥流対策の緊急工事

第2 町

- 1 警戒基準雨量の見直し
- 2 警戒避難体制の確立
- 3 降雨時の避難の実施

第2節 風評被害発生時の防止対策

- 1 町は、正確な情報の流布把握に努めるとともに、誤情報の拡大の兆しが確認された場合には、見解を発表し被害防止に努めるものとする。
- 2 町は、風評による被害を受けた事業者に対して、その被害を回復できるよう努めるとともに、事業が継続できるような制度・仕組みについて検討を行う。

第3節 弔慰金・生活再建資金等の供給

各種支援制度の実施内容等については、一般災害編第3章第33節「民生安定事業計画」に定めるところによるほか、町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、また、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の自立的な生活再建の支援を行うよう努める。

第4節 恒久住宅等の供給・再建

- 1 応急仮設住宅の解消や被災者の生活の再建を図るために、恒久的な住宅の供給を推進する。
- 2 町は、被害調査を実施し、住宅の必要供給戸数を算出するとともに、被災地の復興方針等を踏まえ、住宅再建手法について検討する。その際、被災者の再建意向についても聞き取り調査等により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建等供給方針を定め、被災者に速やかに提示する。
- 3 町は、避難生活が長期化する場合には、要配慮者等の居住環境確保のため、町営住宅、ホテル・旅館等の避難所としての積極的な活用を検討する。

第5節 義援金品募集配分計画

第1 実施団体

町は、次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。

県・日本赤十字社山梨県支部・共同募金会・町社会福祉協議会・報道機関その他

第2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

第3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第6節 税の減免・公共料金の特例措置等

町は、必要に応じて、地方税の申告期限・納入期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。

第7節 被災地における雇用維持等

町は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずる。また、離職を余儀なくされた被災者に対するきめ細かな職業紹介を行う。

第8節 噴火災害発生後の新たな地域づくり

町は、噴火に伴う被害範囲や被害状況の把握をするとともに、火山専門家、学識者等の協力を得て、安全性や火山活動の継続に伴う影響範囲等の検討・調査を実施し、防災上の観点から災害危険区域の設定等、地域のあり方についての検討を積極的に行う。

第9節 火山資源の活用

- 1 町は、噴火履歴を観察できる露頭等の自然資源や既存の砂防えん堤等を活用した観光の振興を図るよう努める。また、災害遺構も加えた新たな観光等による地域産業の活性化を図るよう努める。
- 2 火山堆積物については、工業製品への活用等災害後の地域産業の振興に役立てるよう努める。

第10節 各種行政サービスの実施体制の整備

噴火による避難の長期化などに対応するため、町は、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

